

工事計画届出書  
(玄海原子力発電所第3号機の変更の工事)

原発本第147号  
令和元年11月26日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣  
梶山 弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力株式会社  
代表取締役 池辺 和 弘  
社長執行役員

電気事業法第48条第1項の規定により別紙工事計画書のと  
おり工事の計画を届け出ます。

本資料のうち、枠囲みの内容は、  
商業機密あるいは防護上の観点  
から公開できません。

## 目 次

	頁
1. 工事計画書 .....	1
2. 工事工程表 .....	14
3. 変更を必要とする理由を記載した書類 .....	15
4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の 認可の申請をした年月日を記載した書類 .....	16
5. 添付書類 .....	17

## 1. 工事計画書

### 一 発電所

#### 1. 発電所の名称及び位置

名 称	玄海原子力発電所
位 置	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

#### 2. 発電所の出力及び周波数

出 力 <sup>(注)</sup>	2,360,000kW
第3号機	1,180,000kW (今回届出分)
第4号機	1,180,000kW
周 波 数	60Hz

(注) 第1号機は、既電気工作物変更届出書（平成27年3月18日付け発本原第182号）により、平成27年4月27日に廃止。第2号機は、発電事業変更届出書（2019年4月9日付け原発本第6号）により、平成31年4月9日に廃止。

(一) 原子力設備

4. 燃料設備

加圧水型原子力発電設備に係るものについては、次の事項

4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数

(1/2)

			変更前	変更後		
名 称			使用済燃料ピット冷却器	使用済燃料ピット冷却器 (3,4号機共用)		
種 類		—	横置U字管式	変更なし		
容 量 ( 設 計 熱 交 換 量 )		kW/個	6.07×10 <sup>3</sup> (注1) (注2)	<input type="text"/> 以上 (6.25×10 <sup>3</sup> (注2))		
管 側	最 高 使 用 圧 力	MPa	0.98	変更なし		
	最 高 使 用 温 度	℃	95			
胴 側	最 高 使 用 圧 力	MPa	1.4			
	最 高 使 用 温 度	℃	95			
伝 熱 面 積		m <sup>2</sup> /個	<input type="text"/> 以上 (401 (注2))	<input type="text"/> 以上 (401 (注2))		
主 要 寸 法	管	胴 内 径	mm	1,300 (注2)	変更なし	
		胴 板 厚 さ	mm	<input type="text"/> (19 (注2))		
		鏡 板 厚 さ	mm	<input type="text"/> (19 (注2))		
	側	入 口 管 台 外 径	mm	216.3 (注2)		
		入 口 管 台 厚 さ	mm	<input type="text"/> (8.2 (注2))		
		出 口 管 台 外 径	mm	216.3 (注2)		
		出 口 管 台 厚 さ	mm	<input type="text"/> (8.2 (注2))		
		鏡板の形状に係る寸法		mm		1,300 (注3) 130 (注4)
		フ ラ ン ジ 厚 さ		mm		<input type="text"/> (注5) (100 (注2) (注5))
		側	胴 内 径	mm		1,300 (注2)
	胴 板 厚 さ		mm	<input type="text"/> (22 (注2))		
	鏡 板 厚 さ		mm	<input type="text"/> (22 (注2))		
	入 口 管 台 外 径		mm	267.4 (注2)		
	入 口 管 台 厚 さ		mm	<input type="text"/> (9.3 (注2))		
	出 口 管 台 外 径		mm	267.4 (注2)		
出 口 管 台 厚 さ	mm		<input type="text"/> (9.3 (注2))			
鏡板の形状に係る寸法			mm	1,300 (注3) 130 (注4)		
フ ラ ン ジ 厚 さ		mm	<input type="text"/> (注5) (120 (注2) (注5))			

				変更前		変更後	
主要寸法	管板厚さ	mm		□ (120 <sup>(注2)</sup> )		変更なし	
	伝熱管外径	mm		19.0 <sup>(注2)</sup>			
	伝熱管厚さ	mm		□ <sup>(注6)</sup> (1.2 <sup>(注2)</sup> )			
	全長	mm		6,700 <sup>(注2)</sup>			
材	管側	胴板	—	SUS304			
		鏡板	—	SUS304			
		フランジ	—	SUSF304 <sup>(注5)</sup>			
	胴側	胴板	—	SGV42			
		鏡板	—	SGV42			
		フランジ	—	SF50A <sup>(注5)</sup>			
料	管板	—	SUS304				
	伝熱管	—	SUS304TB				
個数	—		2				
取付箇所	系名 (ライン名)	—	A使用済燃料ピット冷却器 <sup>(注6)</sup>	B使用済燃料ピット冷却器 <sup>(注6)</sup>			
		—	A使用済燃料ピット冷却浄化ライン <sup>(注6)</sup>	B使用済燃料ピット冷却浄化ライン <sup>(注6)</sup>			
	設置床	—	原子炉周辺建屋 EL. -8.05m <sup>(注6)</sup>	原子炉周辺建屋 EL. -8.05m <sup>(注6)</sup>			
	溢水防護上の区画番号	—	—				
溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—					

(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「6.07MW/個」と記載。

(注2) 公称値

(注3) 記載値は公称値であり、鏡板の中央部における内面の半径を示す。

(注4) 記載値は公称値であり、鏡板の隅の丸みの内半径を示す。

(注5) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和63年9月30日付け63資庁第7597号にて認可された工事計画の添付資料6-1「使用済燃料ピット冷却器の強度計算書」による。

(注6) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。

(注7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律第43条の3の9第1項の規定に係る工事計画の記載。

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

			変 更 前 <sup>(注1)</sup>		変 更 後		
名 称			使用済燃料ピットポンプ		使用済燃料ピットポンプ (3,4号機共用)		
ポ ン プ	種 類	—	うず巻形		変更なし		
	容 量	m <sup>3</sup> /h/個	□以上 (686 <sup>(注2)</sup> )				
	揚 程	m	□以上 (65 <sup>(注2)</sup> )				
	最 高 使 用 圧 力	MPa	0.98				
	最 高 使 用 温 度	℃	95				
	主 要 寸 法	吸 込 内 径	mm	300 <sup>(注2)</sup>			
		吐 出 内 径	mm	250 <sup>(注2)</sup>			
		ケ ー シ ン グ 厚 さ	mm	□(16 <sup>(注2)</sup> )			
		た て	mm	1,170 <sup>(注2)</sup>			
		横	mm	1,487 <sup>(注2)</sup>			
		高 さ	mm	650 <sup>(注2)</sup>			
	材 料	ケ ー シ ン グ	—	SCS13			
	個 数	—	2				
	取 付 箇 所 <sup>(注3)</sup>	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	A使用済燃料ピットポンプ A使用済燃料ピット冷却浄化ライン			B使用済燃料ピットポンプ B使用済燃料ピット冷却浄化ライン
設 置 床		—	燃料取扱棟 EL.-8.05m	燃料取扱棟 EL.-8.05m			
溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—	3-5-A1	3-5-A1			
溢水防護上の配慮が必要な高さ		—	EL.-7.31m 以上	EL.-7.31m 以上			
原 動 機	種 類	—	三相誘導電動機				
	出 力	kW/個	180				
	個 数	—	2				
	取 付 箇 所 <sup>(注3)</sup>	—	ポンプと同じ				

(注1) 原子力発電工作物の保安に関する命令別表第一の中欄及び下欄に掲げられる燃料設備の改造及び修理の工事に該当しないが、本工事に併せて記載の適正化を行う。

(注2) 公称値

(注3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律第43条の3の9第1項の規定に係る工事計画の記載。

			変更前 <sup>(注1)</sup>	変更後	
名称			使用済燃料ピットスキマポンプ	使用済燃料ピットスキマポンプ (3,4号機共用)	
ポンプ	種類	—	うず巻形	変更なし	
	容量 <sup>(注2)</sup>	m <sup>3</sup> /h/個	□以上 <sup>(注3)</sup> (46 <sup>(注4)</sup> )		
	揚程 <sup>(注5)</sup>	m	□以上 <sup>(注3)</sup> (55 <sup>(注4)</sup> )		
	最高使用圧力	MPa	0.98 <sup>(注6)</sup>		
	最高使用温度	℃	95 <sup>(注6)</sup>		
	主要寸法	吸込内径	mm		80 <sup>(注3)(注4)</sup>
		吐出内径	mm		80 <sup>(注3)(注4)</sup>
		ケーシング厚さ	mm		□ <sup>(注3)</sup> (9 <sup>(注3)(注4)</sup> )
		たて	mm		700 <sup>(注3)(注4)</sup>
		横	mm		550 <sup>(注3)(注4)</sup>
		高さ	mm		300 <sup>(注3)(注4)</sup>
	材料	ケーシング	—		SCS13
	個数	—	—		1
取付箇所 <sup>(注7)</sup>	系統名 (ライン名)	—	使用済燃料ピットスキマポンプ <sup>(注3)</sup> 使用済燃料ピット冷却浄化ライン		
	設置床	—	燃料取扱棟 EL.-8.05m <sup>(注3)</sup>		
	溢水防護上の区画番号	—	—		
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—		
原動機	種類	—	三相誘導電動機 <sup>(注8)</sup>		
	出力	kW/個	18.5		
	個数	—	1		
	取付箇所 <sup>(注7)</sup>	—	ポンプと同じ		

(注1) 原子力発電工作物の保安に関する命令別表第一の中欄及び下欄に掲げられる燃料設備の改造及び修理の工事に該当しないが、本工事に併せて記載の適正化を行う。

(注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「定格容量」と記載。

(注3) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

(注4) 公称値

(注5) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「定格揚程」と記載。

(注6) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和63年9月30日付け63資庁第7597号にて認可された工事計画の添付資料12-7-3「使用済燃料ピットスキマポンプ耐震計算書」による。

(注7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律第43条の3の9第1項の規定に係る工事計画の記載。

(注8) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「三相誘導電動機」と記載。



(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

			変更前		変更後
名称			使用済燃料ピット脱塩塔		使用済燃料ピット脱塩塔 (3,4号機共用)
種類	—		たて置円筒形		変更なし
容量	m <sup>3</sup> /h/個		□以上 (46 <sup>(注1)</sup> )		
最高使用圧力	MPa		1.4		
最高使用温度	℃		95		
主要寸法	胴内径	mm	1,206 <sup>(注1)</sup>		
	胴板厚さ	mm	□(14 <sup>(注1)</sup> )		
	鏡板厚さ	mm	□(19 <sup>(注1)</sup> )		
	鏡板の形状に係る寸法	mm	上部：1,200 <sup>(注2)</sup> 、120 <sup>(注3)</sup> 下部：1,200 <sup>(注4)</sup> 、300 <sup>(注5)</sup>		
	入口管台外径	mm	60.5 <sup>(注1)</sup>		
	入口管台厚さ	mm	□(3.9 <sup>(注1)</sup> )		
	出口管台外径	mm	114.3 <sup>(注1)</sup>		
	出口管台厚さ	mm	□(6.0 <sup>(注1)</sup> )		
	高さ	mm	2,670 <sup>(注1)</sup>		
材料	胴板	—	SUS304		
	鏡板	—	SUS304		
個数	—	2			
(注6) 取付箇所	系統名 (ライン名)	—	A使用済燃料ピット脱塩塔 A使用済燃料ピット冷却浄化ライン	B使用済燃料ピット脱塩塔 B使用済燃料ピット冷却浄化ライン	
	設置床	—	原子炉補助建屋 EL.-3.5m		
	溢水防護上の区画番号	—	—		
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—		

(注1) 公称値

(注2) 記載値は公称値であり、鏡板の中央部における内面の半径を示す。

(注3) 記載値は公称値であり、鏡板の隅の丸みの内半径を示す。

(注4) 記載値は公称値であり、鏡板の内面における長径を示す。

(注5) 記載値は公称値であり、鏡板の内面における短径の2分の1を示す。

(注6) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律第43条の3の9第1項の規定に係る工事計画の記載。

			変更前	変更後					
名	称		使用済燃料ピットフィルタ	使用済燃料ピットフィルタ (3,4号機共用)					
種	類	—	たて置円筒形						
容	量	m <sup>3</sup> /h/個	<input type="text"/> 以上 <sup>(注1)</sup> (46 <sup>(注2)</sup> )						
最	高	使用	圧	力	MPa	1.4 <sup>(注3)</sup>			
最	高	使用	温	度	℃	95			
主 要 寸 法	胴	外	径	mm	406.4 <sup>(注2)</sup>				
	胴	板	厚	さ	mm	<input type="text"/> (16.7 <sup>(注2)</sup> (注4))			
	ふ	た	板	厚	さ <sup>(注5)</sup>	mm	<input type="text"/> (注4) (40 <sup>(注2)</sup> (注4))		
	底	板	厚	さ <sup>(注5)</sup>	mm	<input type="text"/> (36 <sup>(注2)</sup> (注4))			
	入	口	管	台	外	径	mm	114.3 <sup>(注2)</sup> (注6)	
	入	口	管	台	厚	さ	mm	<input type="text"/> <sup>(注1)</sup> (6.0 <sup>(注1)</sup> (注2))	
	出	口	管	台	外	径	mm	114.3 <sup>(注2)</sup> (注6)	
	出	口	管	台	厚	さ	mm	<input type="text"/> <sup>(注1)</sup> (6.0 <sup>(注1)</sup> (注2))	
	胴	フ	ラ	ン	ジ	厚	さ	mm	<input type="text"/> <sup>(注6)</sup> (83 <sup>(注1)</sup> (注2))
	高	さ <sup>(注7)</sup>	mm	770 <sup>(注2)</sup> (注8)					
材 料	胴	板	—	SUS304TP					
	ふ	た	板 <sup>(注9)</sup>	—	SUS304 <sup>(注10)</sup>				
	底	板 <sup>(注9)</sup>	—	SUSF304 <sup>(注10)</sup>					
	胴	フ	ラ	ン	ジ	—	SUSF304 <sup>(注6)</sup>		
個	数	—	2						

変更なし

			変更前		変更後
(注11) 取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	A使用済燃料ピットフィルタ (注1)	B使用済燃料ピットフィルタ (注1)	変更なし
	設 置 床	—	A使用済燃料ピット冷却浄化ライン 原子炉補助建屋 EL. -6.7m (注1)	B使用済燃料ピット冷却浄化ライン 原子炉補助建屋 EL. -6.7m (注1)	
	溢水防護上の区画番号	—	—		
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—		

(注1) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

(注2) 公称値

(注3) SI単位に換算したものである。

(注4) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和63年9月30日付け63資庁第7597号にて認可された工事計画の添付図面第7-7図「燃料設備の構造図（使用済燃料ピットフィルタ）」による。

(注5) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「平板厚さ」と記載。

(注6) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和63年9月30日付け63資庁第7597号にて認可された工事計画の添付資料6-3「使用済燃料ピットフィルタの強度計算書」による。

(注7) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「全高」と記載。

(注8) 記載の適正化を行う。既工事計画書にはスカートを含めた高さである「全高1,170mm」と記載。記載内容は設計図書による。

(注9) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「平板」と記載。

(注10) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「蓋板：SUS304 底板：SUSF304」と記載。

(注11) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律第43条の3の9第1項の規定に係る工事計画の記載。

			変 更 前	変 更 後
名 称			使用済燃料ピットスキマフィルタ	使用済燃料ピットスキマフィルタ (3,4号機共用)
種 類	—		たて置円筒形	変更なし
容 量	m <sup>3</sup> /h <sup>(注1)</sup>		<input type="text"/> 以上 <sup>(注2)</sup> (46 <sup>(注3)</sup> )	
最 高 使 用 圧 力	MPa		0.98 <sup>(注4)</sup>	
最 高 使 用 温 度	℃		95	
主 要 寸 法	胴 外 径	mm	406.4 <sup>(注3)</sup>	
	胴 板 厚 さ	mm	<input type="text"/> (16.7 <sup>(注3)(注5)</sup> )	
	ふ た 板 厚 さ <sup>(注6)</sup>	mm	<input type="text"/> (40 <sup>(注3)(注5)</sup> )	
	底 板 厚 さ <sup>(注6)</sup>	mm	<input type="text"/> (36 <sup>(注3)(注5)</sup> )	
	入 口 管 台 外 径	mm	114.3 <sup>(注3)(注7)</sup>	
	入 口 管 台 厚 さ	mm	<input type="text"/> <sup>(注2)</sup> (6.0 <sup>(注2)(注3)</sup> )	
	出 口 管 台 外 径	mm	114.3 <sup>(注3)(注7)</sup>	
	出 口 管 台 厚 さ	mm	<input type="text"/> <sup>(注2)</sup> (6.0 <sup>(注2)(注3)</sup> )	
	胴 フ ラ ン ジ 厚 さ	mm	<input type="text"/> <sup>(注7)</sup> (83 <sup>(注2)(注3)</sup> )	
	高 さ <sup>(注8)</sup>	mm	770 <sup>(注3)(注9)</sup>	
材 料	胴 板	—	SUS304TP	
	ふ た 板 <sup>(注10)</sup>	—	SUS304 <sup>(注11)</sup>	
	底 板 <sup>(注10)</sup>	—	SUSF304 <sup>(注11)</sup>	
	胴 フ ラ ン ジ	—	SUSF304 <sup>(注7)</sup>	
個 数	—	1		

			変 更 前	変 更 後
取 付 箇 所	系 統 名 ( ラ イ ン 名 )	—	使用済燃料ピットスキマフィルタ 使用済燃料ピット冷却浄化ライン <sup>(注2)</sup>	変更なし
	設 置 床	—	原子炉補助建屋 EL.-3.4m <sup>(注2)</sup>	
	溢水防護上の区画番号	—	—	
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	—	—	

(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「m<sup>3</sup>/h/個」と記載。

(注2) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

(注3) 公称値

(注4) SI単位に換算したものである。

(注5) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和63年9月30日付け63資庁第7597号にて認可された工事計画の添付図面第7-8図「燃料設備の構造図（使用済燃料ピットスキマフィルタ）」による。

(注6) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「平板厚さ」と記載。

(注7) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和63年9月30日付け63資庁第7597号にて認可された工事計画の添付資料6-4「使用済燃料ピットスキマフィルタの強度計算書」による。

(注8) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「全高」と記載。

(注9) 記載の適正化を行う。既工事計画書にはスカートを含めた高さである「全高1,170mm」と記載。記載内容は設計図書による。

(注10) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「平板」と記載。

(注11) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「蓋板：SUS304 底板：SUSF304」と記載。

(注12) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律第43条の3の9第1項の規定に係る工事計画の記載。

(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

変更前						変更後								
名	称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材 料	名	称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材 料	
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	使用済燃料ピット ～ 使用済燃料ピットポンプ ～ 使用済燃料ピット冷却器 ～ 弁 3V-SF-037A,B	0	95	(注1) 318.5	(注1) 8.0	SUS304TPY	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	使用済燃料ピット ～ 使用済燃料ピットポンプ ～ 使用済燃料ピット冷却器 ～ 弁 3V-SF-037A,B  (3,4号機共用)	変更なし					
				(注1) 355.6	(注1) 8.0									
		0.98	95	(注1) 216.3	(注1) 6.5	SUS304TP								
				(注1) 318.5	(注1) 8.0	SUS304TPY								
	弁 3V-SF-037A,B ～ 使用済燃料ピット	0	95	(注1) 139.8	(注1) 5.0	SUS304TP		弁 3V-SF-037A,B ～ 使用済燃料ピット  (3,4号機共用)						変更なし
				(注1) 267.4	(注1) 8.0	SUS304TPY								
(注1) 318.5				(注1) 8.0										
弁 3V-SF-054A,B ～ 使用済燃料ピット 戻りライン合流点	0	95	(注1) 114.3	(注1) 4.0	SUS304TP	弁 3V-SF-054A,B ～ 使用済燃料ピット 戻りライン合流点  (3,4号機共用)	変更なし							

変更前						変更後							
名	称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材 料	名	称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材 料
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	(注2) 使用済燃料ピットポンプ ～ 使用済燃料ピット脱塩塔	0.98	95	(注1) 114.3	(注1) 4.0	SUS304TP	使用済燃料ピットポンプ ～ 使用済燃料ピット脱塩塔  (3,4号機共用)	変更なし	0	95	114.3	4.0	SUS304TP
		1.4	95	(注1) 60.5	(注1) 3.5								
		1.4	95	(注1) 114.3	(注1) 4.0								
	(注2) 使用済燃料ピット脱塩塔 ～ 弁 3V-SF-054A,B	0	95	(注1) 114.3	(注1) 4.0	SUS304TP	使用済燃料ピット脱塩塔 ～ 弁 3V-SF-054A,B  (3,4号機共用)	変更なし	0	95	114.3	4.0	SUS304TP
		1.4	95	(注1) 114.3	(注1) 4.0								
	(注2) 使用済燃料ピット ～ 使用済燃料ピット スキマポンプ ～ 使用済燃料ピット	0	95	(注1) 60.5	(注1) 3.5	SUS304TP	使用済燃料ピット ～ 使用済燃料ピット スキマポンプ ～ 使用済燃料ピット  (3,4号機共用)	変更なし	0	95	89.1	4.0	SUS304TP
		0	95	(注1) 89.1	(注1) 4.0								
		0.98	95	(注1) 89.1	(注1) 4.0								

(注1) 公称値

(注2) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

## 6 燃料設備の適用基準及び適用規格

- 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈  
(平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号)

(注) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の規定に係る工事計画に記載した適用基準及び適用規格を記載する。



## 2. 工事工程表

第1表 工事工程表

年 月 項 目	令和2年				令和3年							
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
燃 料 設 備					第1期工事							

令和3年				令和4年												
9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
第1期工事											第2期工事					

令和5年												令和6年				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
第2期工事										第3期工事						

令和6年				
5	6	7	8	9
第3期工事				
			□	

— : 現地工事期間

□ : 工事の計画に係るすべての工事が完了した時

### 3. 変更を必要とする理由を記載した書類

令和元年 11 月 26 日付け原発本第 146 号にて申請した使用済燃料貯蔵設備増強工事の工事計画に伴い、使用済燃料の崩壊熱量が増加するため、使用済燃料ピット冷却器の容量変更を実施する。あわせて、4 号機の使用済燃料を貯蔵する為に、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の一部を 3,4 号機共用とする。

なお、工事計画書の記載の一部については、本届出に併せて記載の適正化を行う。

4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の認可の申請をした年月日を記載した書類

当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の認可の申請をした年月日は以下のとおり。

玄海原子力発電所第 3 号機

工事計画認可申請書番号

原発本第 145 号（令和元年 11 月 26 日）

## 5. 添付書類

「原子力発電工作物の保安に関する省令第15条第1項の規定に基づく指示について」(平成25年7月8日原規技発第1307081号・20130628商第22号)により、原子力規制委員会及び経済産業大臣から添付することを要しない旨指示のあった以下の添付書類については、添付を省略する。

### 省略した添付書類

- 1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
- 2 安全設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
- 3 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書
- 4 品質保証に関する説明書
- 5 構造図